

〔古事記傳二十六〕曾孫は、和名抄に、爾雅云、孫之子爲曾孫、和名比々古、字鏡にも、曾孫比々子とあ
り、契冲云、凡て物を隔つるを比と云、孫は一重隔たる子なり、目翳を比と云も此意なり、水の冰もこれなり。

〔古事記傳三十四〕繼體天皇は、此意富々杼王○應神の御曾孫に坐を、彼天皇御段に、たゞ品陀天
皇五世之孫とのみ記して、其御世系を記さず、然れば伊邪河宮段に、息長帶比賣命神功皇后の御世
系を記せる如くに、此に必繼體天皇の御祖世系を記すべきことなるに、たゞ御後の氏々をの
み擧げて、其を記さざるは事闕たり、故今書紀釋に引る上宮記に依て試に云ば、故意富々杼王
娶中斯和命生子宇比王、此王娶牟宜都國造名伊自牟良君女久留比賣命生子袁本杼命○繼體也と記すべきことなり、事は、彼天皇御段に云

〔日本書紀九神功〕氣長足姫尊、稚日本根子彦太日日天皇○開之曾孫、氣長宿禰王之女也、

〔新撰字鏡親族〕玄孫豆々子

〔倭名類聚抄二子孫〕玄孫爾雅云、曾孫之子爲玄孫、和名夜波古

〔箋注倭名類聚抄一子孫〕釋名、玄孫、玄縣也、上縣於高祖、最在下也、雄略紀同訓夜之波古又見宇治拾
遺物語、新勅撰和歌集歌、按夜之波、蓋彌數之義、

〔伊呂波字類抄无人倫〕玄孫ヤシハコ曾孫之子爲玄孫

〔釋親考〕曾孫之子爲玄孫

郭氏曰、玄者、言親屬微昧也、

〔日本書紀十四雄略〕十三年三月、狹穗彦玄孫齒田根命、竊斬采女山邊小島子、
〔續日本紀二武〕大寶二年十月乙卯、詔上自曾祖下至玄孫奕世孝順者、舉戶給復、表旌門閨以爲義家
焉、